

2020年3月3日
山陽バス株式会社

新型コロナウイルス感染症に伴う通学定期乗車券等の払い戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、文部科学省から全国の小学校・中学校・高等学校（専修学校等において高等課程を設置しているものを含む）等の一斉臨時休校の通知が発出されました。

これに伴い、通学定期乗車券等が不要となった場合の払い戻しにつきましては、特例的に以下のとおりとさせていただきます。

1. 対象となる乗車券

新型コロナウイルスによる感染防止を事由とする払い戻しのお申し出があった場合で、休校となった小学校、中学校、高等学校およびこれに相当する特別支援学校等の学校の児童・生徒の通学定期乗車券

2. 取扱方

弊社定期券発売所へのお申し出のあった日に関わらず、**2020年2月28日以降、休校日までの最終登校日を最終使用日とみなして**払い戻します。

当該通学定期乗車券の購入日から1年以内であれば、この取扱をいたします。

※ 最終登校日以降に当該定期乗車券を使用された場合および、通勤定期乗車券や大学生の通学定期乗車券を除きます。

※ なお、払い戻しに際しては、弊社運送約款による計算とさせていただきます。

所定の払戻手数料を差し引いた額の払い戻しとなりますので、あらかじめ御了承ください。

3. 払戻場所

山陽垂水駅定期券発売所、JR 舞子駅前定期券発売所、山陽バス名谷サービスセンター

以 上